

## コープデリ宅配利用規則

### (定義)

- 第1条 本規則はコープデリ宅配の利用とその代金・手数料等（消費税を含む）の支払いについて、コープネットグループ（コープみらい・いばらきコープ・とちぎコープ・コープぐんま・コープながの・コープにいがた）の共通の規則として定めたものです。
- 2 コープデリ宅配とは、ウイークリーコープ（法人等員外利用含む）・デイリーコープ・指定日お届けコープ・ダイレクト宅配を総称します。
- 3 組合員が所属する生協（以下、「当生協」という。）のコープデリ宅配を利用する組合員は、本規則の内容を確認・同意の上、申し込むものとします。その内容の詳細については、利用形態に応じて別途定める規程（以下、「利用形態ごとの規程」という。）にもとづきます。
- 4 当生協が提供する店舗・共済・その他のサービスについては、個別の申込書・契約書等により申し込むものとします。
- 5 本規則に定めのない事項については、当生協の規程および個別の申込書等によるものとします。

### (利用条件)

- 第2条 コープデリ宅配の利用に際しての詳細は、利用形態ごとの規程に定めます。

### (変更の届出)

- 第3条 利用にあたって組合員より当生協に提供されたものにおいて、変更があった場合は、すみやかに届出をしていただきます（氏名、住所、電話番号、振替口座等）。届出を怠ったことにより組合員が被った不利益について、当生協はその責めを負わないものとします。

### (商品の注文)

- 第4条 商品の注文は、当生協の指定する複数の方法（OCR 注文書・インターネット・電話）から組合員が選択した方法によって行うものとします。具体的な手続き、取扱いは、利用形態ごとの規程に定めます。

### (利用制限)

- 第5条 利用金額の限度については、利用形態ごとの規程にもとづきます。
- 2 利用代金・手数料等の支払いを遅滞している組合員と生計を共にする方などは、コープデリ宅配の利用をお断りすることがあります
- 3 転売・質入れまたは商行為を目的とした商品の購入はできません。
- 4 当生協がコープデリ宅配運営上不適切な事態が発生した場合、および予想されると認められた場合、利用停止の措置を取ることがあります。

### (利用停止)

- 第6条 利用停止とは、コープデリ宅配の商品カタログまたは商品のお届けを停止することです。
- 2 組合員が利用停止を希望される場合は、当生協に連絡するものとします。

(商品のお届け)

第7条 お届けの曜日・時間・場所、返品等については、利用形態ごとの規程にもとづきます。

2 商品は、受け渡しにより所有権が移転するものとします。

(商品のお届けができない場合)

第8条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合または注文数量が予定を上回ったことなどにより、商品を注文通りお届けできない場合は、利用形態ごとの規程にもとづき対応させていただきます。

(ご請求金額に対する疑義が生じた場合)

第9条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、またはその他の理由で、期限までにご請求どおりの支払いができない場合、組合員は当生協(担当事業所)に問合せるものとします。

(利用代金の支払等)

第10条 利用料金・手数料の支払い方法、支払いの不履行(以下、「債務」または「債務者」という。)に対する対応等についての詳細は、利用形態ごとの規程にもとづきます。

(債務者の出資金の特例)

第11条 当生協は債務者の出資金と債務を相殺することを求めることができます。債務の完済まで、債務者名義の出資金口数の減少は停止されます。

(債務不履行の場合の措置)

第12条 当生協は債務者に支払い計画書および誓約書の提出を求めることができます。

2 債務者が支払い計画書および誓約書を提出しない場合、または支払い計画書通りに支払いを履行しない場合、その他支払が履行されないと認める相当の理由がある場合、当生協は債権回収のために法的手続きをとります。

(管轄裁判所)

第13条 組合員と当生協との間で裁判上の争いとなったときは、当生協の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(改廃の際のお知らせ)

第14条 この規則を改廃した時は、すみやかにインターネット上に公開します。ただし、当生協が必要と判断した場合は、印刷物として配付することがあります。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、会員生協代表理事が参加するコープネット常任理事会で先議し、コープネット理事会が承認します。また、会員生協理事会に報告します。

附 則

(施行)

1 この規則は、2016年3月19日付けで制定し、6月20日より施行します。